

## 入札公告

奈良県立王寺工業高等学校 建物表題部変更登記業務の委託契約について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告します。

令和4年11月1日

奈良県立王寺工業高等学校長 木田 富和

### 第1 競争入札に付する事項等

- 1 業務名 奈良県立王寺工業高等学校 建物表題部変更登記業務
- 2 業務場所 奈良県北葛城郡王寺町本町3丁目6-1（学校敷地内）
- 3 業務概要 建物表題部変更登記業務 一式
- 4 業務期間 契約日～令和5年3月24日
- 5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札した者について入札参加資格確認を行ったうえで落札者を決定します。  
詳細は入札説明書によります。
- 6 前払金 請求不可

### 第2 競争入札に参加する者に必要な資格

- 1 奈良県土地家屋調査士会の会員又は主たる事務所の所在地が奈良県内に存する公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「公嘱協会」という。）。但し、公嘱協会はその社員が入札に参加する場合は参加することはできないものとします。
- 2 奈良県建設工事等競争入札参加資格のその他部門「土地家屋調査」に登録をしていること。
- 3 上記2の登録所在地が奈良県高田土木事務所管内であること。
- 4 入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

### 第3 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
入札説明書の交付 （仕様書を含む。） ※入札説明会を実施しない	公告日～ 令和4年11月30日（水）	北葛城郡王寺町本町3丁目6-1 奈良県立王寺工業高等学校 事務室（0745-72-4081）
現地確認〈必須〉 ※入札説明会ではありません。	公告日～ 令和4年11月30日（水） ※時間は調整あり	<u>11月25日正午までに下記連絡先まで申込（電話）下さい。</u> 奈良県立王寺工業高等学校 事務室（0745-72-4081）
仕様書等に関する質問 ※書面の持参に限ります。	令和4年11月15日（火） 午前9時～午後5時	北葛城郡王寺町本町3丁目6-1 奈良県立王寺工業高等学校 事務室（FAX可）0745-32-9878 ※書面は任意

質問に対する回答	令和4年11月18日（金） （予定）	本校ホームページに掲載予定
入札書の提出	令和4年12月2日（金） の正午まで（期限までに到達 したもののみ有効）	北葛城郡王寺町本町3丁目6-1 奈良県立王寺工業高等学校 事務室（0745-72-4081）
開札	令和4年12月2日（金） 午後2時00分	北葛城郡王寺町本町3丁目6-1 奈良県立王寺工業高等学校 事務室（0745-72-4081）
競争入札参加資格確認申請 書等の提出 （第4に該当する者のみ） ※書面の持参に限ります。	令和4年12月9日（金） の午後4時まで	北葛城郡王寺町本町3丁目6-1 奈良県立王寺工業高等学校 事務室（0745-72-4081）

#### 第4 競争入札参加資格の確認

開札後、落札候補者は、入札説明書の5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

#### 第5 その他

##### 1 入札執行回数

入札執行回数は、1回とします。

##### 2 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に定めるところによります。

##### 3 入札の無効

第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札若しくは競争入札参加資格確認申請書等で要求する資料等に虚偽の記載をした者が行った入札は無効又は失格とします。

##### 4 契約の不締結

落札（候補）者が契約の締結までに競争入札参加資格の制限又は奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、契約を締結しません。

##### 5 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

- ① 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時不動産登記等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団

員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

- ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ⑤ 上記③及び④に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑥ 本契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記⑥に該当する場合を除く。）において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- ⑧ 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

## 6 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号。）で規定される以下の遵守事項等を理解した上で受注してください。

- ① 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- ② 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- ③ 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

- 7 手続における交渉の有無  
無し
- 8 この業務に直接関連する他の業務委託の契約をこの業務委託の契約相手方と随意契約により締結する予定の有無  
無し
- 9 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等  
〒636-0012  
奈良県北葛城郡王寺町本町3丁目6-1  
奈良県立王寺工業高等学校 事務室  
電 話 0745-72-4081
- 10 関連情報を入手する照会窓口  
9に同じ
- 11 その他  
(1) 詳細は、入札説明書によります。  
(2) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届出書」を提出してください。  
なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。